平成２４年（フ）第４９１号
福岡県筑紫野市湯町１丁目23番11―301号
債務者　桑野産業こと　桑野　重幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４９２号
福岡県筑紫野市湯町１丁目23番11―301号
債務者　桑野　妙子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４９６号
福岡県宗像市田熊３丁目10番３―308号
債務者　前田　拓也
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４９７号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115番地71
債務者　松岡　博子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５０８号
福岡市中央区梅光園団地２番715号
債務者　納土　伸子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１２号
福岡市早良区有田８丁目18番２―506号
債務者　立石　美幸（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１５号
福岡県太宰府市観世音寺３丁目９番53号セジュール・来木206号
債務者　柳　　陽一
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５１６号
福岡県太宰府市観世音寺３丁目９番53号セジュール・来木206号
債務者　柳　　藍
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５２１号
福岡県朝倉市甘木2349番地４雇用促進住宅３―３―８
債務者　久松　　孝
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５２４号
福岡県糟屋郡篠栗町乙犬995―２―304号
債務者　松下　孝枝
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３７号
福岡県太宰府市観世音寺４丁目10番22号
債務者　斎藤　晶子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５４号
福岡市東区唐原１丁目22番10号
債務者　甲斐　竜善
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５８号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目５番２―302号
債務者　古賀　敦子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６５号
福岡市城南区樋井川３丁目18番23―701号
債務者　中原　　良
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５７６号
福岡市城南区南片江６丁目15番16―401号
債務者　田中　　強
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５７８号
福岡市早良区次郎丸４丁目13番28―201号
債務者　酒井　　徹
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８０号
福岡県春日市平田台４丁目59番地ラポート・アトラス203号
債務者　長瀬奈留美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８７号
福岡県福津市西福間３丁目12番24号
債務者　野方　繁則
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部